

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年5月16日改定）

■スマートフォンアプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第31条（適用範囲）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約の用語の定義と同義とします。</p>	<p>第31条（適用範囲）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約の、<u>口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。</u></p>
<p>第33条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第33条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①（同左）</p> <p><u>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証を行う取扱い</u></p> <p>③（同左）</p> <p>④（同左）</p> <p>⑤（同左）</p> <p>⑥（同左）</p> <p>2（同左）</p>
<p>第34条（本サービスの利用）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5～6（略）</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項③AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>8～15（略）</p> <p><u>16 利用者は、生体認証を登録してから当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクトにおいて当行所定の取引を行うことができません。</u></p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト及び通帳アプリにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p>	<p>第34条（本サービスの利用）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、<u>当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、</u>ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>④前条第1項②に規定する生体認証を行う取扱い</u></p> <p>5～6（同左）</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項④AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>8～15（同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>16 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。</u></p>
<p>第35条（生体認証）</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第33条第1項③AからGまでに掲げる取扱いを利用す</p>	<p>第35条（生体認証）</p> <p>1～11（同左）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第33条第1項④AからGまでに掲げる取扱いを利用す</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月16日改定）

改定前	改定後
る場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。	る場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。

以 上